



曾於市 Agriculture Committee Magazine of SŌO-City

# 農業委員会だより

平成 25 年 3 月発行 (第 8 号) 曾於市農業委員会



豊かな自然の中で  
生命の鼓動を感じるまち

## おもな内容

- ◇ 会長あいさつ
- ◇ 市長へ政策提言
- ◇ 農地転用等について
- ◇ 全国農業新聞の購読・農業者年金制度について
- ◇ 認定農業者・新規就農者紹介
- ◇ 農業委員名簿
- ◇ 別紙 (農作業別標準賃金)

## 曾於市女性農業委員全国表彰

平成 24 年度の農山漁村男女共同参画優良活動表彰で、曾於市の女性農業委員は最高賞である農林水産大臣賞を受賞いたしました。表彰式は、平成 25 年 3 月 7 日東京の浅草公会堂で行われました。



第 10 回全国和牛能力共進会の様子  
(H24・10月・長崎大会)



曾於市女性農業委員



## 会長あいさつ

曾於市農業委員会 会長 森 岡 俊 弘

平成 25 年 1 月から、曾於市農業委員会会長を務めることになりました。

農業委員会だよりの発刊にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。市民の皆様方には、かねてから農業委員会の業務に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年末、民主党から自民党に政権が替わり、農業関係の予算が見直されてくるのではないのでしょうか。そこで曾於市農業委員会では、曾於市長へ次の 8 項目にわたり提言いたしました。

1. TPP 問題について
2. 畜産農家等の支援について
3. 畑地かんがい事業の営農推進について
4. 有害鳥獣対策について
5. 食育の推進と地産地消について
6. 廃農業用資材の回収の徹底について
7. 後継者対策について
8. 代替エネルギーの推進について

特に TPP 問題には、色んな関連機関と足並みを揃えて、日本農業を守るため、引き続き参加撤廃を求めてまいります。また、認定農業者と語る会を実施し、農業経営の確立や経営の合理化を目指して、経営改善の課題等については国・県に政策提言をさせていただきました。

曾於市農業委員会では、市民のために基幹産業である農業を守り発展させるために、農地の確保・有効利用・担い手農家への農地集積・遊休農地対策や各種申請に対して公平迅速に対応するように取り組んでまいります。

原発事故以来、日本の新しいエネルギーを求めて太陽光エネルギー（メガソーラー）の設置が最近増えています。農地の有効利用であります。農地は農地として維持できるように、地域農業が進行し曾於市が発展するよう農業委員・職員一丸となり、積極的な活動を推進してまいりますので、今後共ご指導・ご協力をよろしく願います。

## 市長へ政策提言

平成 24 年 11 月 1 日、曾於市農業委員会は地域農業振興のため、農家の声を集約して、農業施策に関する政策提言書を市長に提出しました。

### 曾於市農業振興政策についての提言

曾於市発足以来 8 年目を迎え、市長を始め、関係機関一体となり、農業を支える担い手の育成や積極的な農業振興に取り組んでいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

農業委員会では「かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくる『かけ橋』の理念」のもと、農地の有効利用や担い手の育成に取り組んでおります。平成 21 年に農地法が改正され、従来の農地の許認可の他、農地の利用状況調査が年一回義務づけられ、農業委員会の役割はますます大きくなってきております。

昨年の秋以降、貿易の自由化を目指す TPP（環太平洋連携協定）への参加をめぐる議論が高まる中、農業を取り巻く情勢は一段と厳しさを増しつつあります。今後とも農業委員会活動へのご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

曾於市農業委員会は、地域農業者の代表として、将来に希望を持ち、農業が発展するように行政上の諸問題について提言します。平成 25 年度の本市の農業・農村施策に反映していただきますようお願い申し上げます。

## 記

### 1. TPP問題について

わが国が、関税撤廃の例外措置を認めない TPP（環太平洋連携協定）交渉に参加すれば、農林水産業をはじめ、関連産業を含む地域経済が壊滅的打撃を受けることは必至であります。曾於市及び日本の農業を守るため国・県へ継続して反対していただくことを要望します。

### 2. 畜産農家等の支援について

BSE対策については、国は牛肉の輸入制限を現状の 20 ヶ月以内を 30 ヶ月以内に緩和する動きがありますが、安心・安全確保のため 20 ヶ月齢を守っていただくよう国と県に働きかけを要望します。飼料価格についても、米国の干ばつの影響でとうもろこしの価格が高騰しています。配合飼料価格差補填金についても、国と県に充実・強化の働きかけを要望します。

畜産については、畜産振興協議会を中心に対策を実施していただき、成果を上げていただいておりますが、更に各種補助金・助成金の充実を図っていただきますよう要望します。

また、高齢化が進行する中、若い小規模農家の担い手に対しては経営が安定するよう支援の強化を要望します。（※・BSE対策の輸入できる月齢制限は、平成 25 年 2 月 1 日から 30 ヶ月以下に緩和されました。）

### 3. 畑地かんがい事業の営農推進について

曾於北部地区畑かん事業の国営事業は、平成 26 年度事業完了・県営事業は平成 33 年度事業完了に向けて整備が行われております。畑かんの早期完成に向け、予算の重点配分を国と県に要求していただくことを要望します。

また水利用については、東部畑かんと共に水利用の積極的な推進と畑かん営農体系の確立を図っていただくことを要望します。

お茶は、霜の時期、畑かんの水を一齐に利用するため、水不足が発生しております。防霜対策として節水型散水機が効果大という調査報告があります。散水器具補助金の充実を国と県へ働きかけていただくことを要望します。

甘藷については、保冷库に対する補助、施設園芸については、重油の高騰により経営が悪化しておりますので暖房機具への助成を要望します。

### 4. 有害鳥獣対策について

イノシシやカラス等の有害鳥獣の被害は、年々増加傾向であります。鳥取県や群馬県の市町村では食肉加工施設が設置され、イノシシ肉をブランド化し、大きな成果を収めている市町村もあります。

本市でも有害鳥獣対策の充実を図っていただくことを要望します。

### 5. 食育の推進と地産地消について

近年、消費者の安心・安全に対する関心が高まっている中、新鮮な地元農産物の消費拡大を更に推進していただくことを要望します。肉や野菜・ゆず等曾於市特産品をネットを利用したセット販売等で消費拡大を推進していただくことを要望します。

### 6. 廃農業用資材の回収の徹底について

最近、市内で廃農業用資材（廃ポリ・廃ビニール等）を焼却する方をよく見かけます。焼却に伴い二酸化炭素や有毒ガスが発生し、大気中のオゾン層を破壊し、環境異変により天候不順が多発しております。

廃農業用資材の回収については、生産履歴により確認をしていただき、回収の徹底を要望します。

### 7. 後継者対策について

農家の高齢化、後継者不足は深刻な状況であります。認定農業者、担い手の確保育成と経営安定向上のための支援の拡充を要望します。

また、農業後継者の花嫁対策については、マスメディア等を利用した継続的な対策を検討していただくことを要望します。

### 8. 代替エネルギーの推進について

太陽光や風力など再生可能エネルギーを普及させるために、固定価格買取制度が始まり、曾於市でも太陽光発電施設の設置希望が最近多くなって来ています。遊休農地解消対策として再生可能エネルギーへの積極的な取り組みを要望します。

## 農地の転用には

# 許可が必要です!!



## 農地転用とは？

農地転用とは、農地を農地でなくすこと、例えば住宅、駐車場、山林・畜舎などに土地利用を変更することです。このような場合は、あらかじめ県知事の許可を得る必要があります。

また、転用許可は全ての農地が対象となり、地目が農地でなくても、耕作の用に供されている土地も農地と見なされます。

## 申請の方法は？

申請には、農地法による二つの申請があります。

申請は、3支所の農業委員会（財部支所2階、末吉支所1階、大隅支所2階）で受け付けております。

締切日は、毎月10日（10日が土・日・祝日の場合は翌日）です。

### 4条申請・・・自分名義の農地を転用する場合

- 自己所有農地に杉・くぬぎを植林する
- 自己所有農地に住宅・畜舎等を建てる など

### 5条申請・・・他人名義の農地を買ってまたは借りて転用する場合

- 住宅を建てるため農地を買う・借りる
- 資材置場、駐車場として利用するため農地を買う・借りる など

## 再生可能エネルギー（太陽光発電施設）の設置に係る農地転用許可について

太陽光発電施設への転用については、第1種農地（優良な農地・10ha以上の広がりのある農地）は原則不許可。第2種農地・第3種農地は農地転用許可を受ければ設置可能です。事前に農業委員会に相談されるようお願いいたします。

### 無断転用には厳しい罰則があります！

許可を受けずに行った行為は、農地法違反になります。農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事は工事の中止、原状回復命令を命ずることができます。

これに従わない場合は、懲役や罰金などが科せられます。罰則は3年以下の懲役または300万円以下（法人は1億円以下）の罰金です。

農地を  
相続した  
ときは...

# 〔農地の相続等の届出のお願い〕

地元の農業委員会に届出をお願いします。

農業委員会では、例えば、相続した人が地元を離れていて、自分では手入れが出来ない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めます。

手続は簡単です。農業委員会の窓口までお越し下さい。

## 耕作放棄地の再生利用を応援します！

### 荒れた農地を再生しよう

○まずは草刈りから始めよう

刈払  
耕起  
整地



○次は土づくりをしよう

土づくり  
(堆肥投入  
緑肥栽培等)



「耕作放棄地再生利用対策」の支援があります！

刈払い等と土づくりを併せて支援  
**定額支援 (5万円/10a)**  
又は  
**重機を使用等 1/2 以内**

土づくりが  
2年目も  
必要な場合  
**2万5千円  
/10a**

### 作付けをはじめよう

「経営所得安定対策」の支援があります！

例えば 耕作放棄地を再生して「麦、大豆、そば、なたね」を作付けしたら、

- 「畑作物の所得補償交付金」を全国一律単価が受けられます。
- さらに最長5年間の「再生利用加算」(平地 2万円/10a、条件不利地 3万円/10a) があります。

※経営所得安定対策の支援対象外作物の作付け等には、「耕作放棄地再生利用対策」の営農定着 (2.5万円/10a) による支援もあります。

麦や大豆を作ったら  
支援が受けられるんだ！



「耕作放棄地再利用対策」では、他にも耕作放棄地の再生利用に関する様々な支援が受けられます！

<p>実証ほ場を設置・運営しよう</p> <p>再生作業の実証試験 再生農地での作物の導入試験、展示・PR <b>定額支援</b></p>	<p>経営を安定させよう</p> <p>加工品試作、試験販売 経営相談、販路開拓 <b>定額支援</b></p>	<p>農業体験施設をつくらう</p> <p>市民参加で取り組もう 市民農園 教育ファーム <b>補助率 1/2 以内</b></p>	<p>農業用機械、施設を整備しよう</p> <p>地域協議会による農業用機械の購入 農業用機械のリース 農業用施設の整備(ハウス、果樹廊等) <b>補助率 1/2 以内</b></p>	<p>周りの農地と一緒に基盤を整えよう</p> <p>水路や溜池、農道の整備 暗渠排水の設置、客土 <b>定額 (2.5万円/10a) 又は補助率 1/2 以内</b></p>	<p>貯蔵施設を整備しよう</p> <p>乾燥調整貯蔵施設 集出荷貯蔵施設 <b>補助率 1/2 以内</b></p>
---	--	--	--	--	---

※支援の内容の詳細は、曾於市耕作放棄地対策協議会・農業委員会等へお問い合わせ下さい。

# “全国農業新聞”の購読を！

全国農業新聞は、農業者の利益代表機関である農業委員会系統組織の「全国農業会議所」が、農業者の立場に立って編集発行している「農業者のための情報誌」です。農業者必読の農業専門誌として好評いただいておりますので、この機会に是非あなたもご購読ください。



毎週金曜日発行  
定価 月 600 円 (送料を含む)

申し込みは...  
曾於市農業委員会事務局 (財部支所内) ☎ 0986-72-0947  
末吉分室 ☎ 0986-76-8818, 大隅分室 ☎ 099-482-5959

# 農業者年金制度の ポイント

農業者年金は、将来の年金給付に必要な原資を自ら積み立てていく「積立方式」で、長期的に安定した制度です。

加入要件は、**国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者でないこと）**で、**年間60日以上農業に従事する者は、誰でも加入することができます。**

保険料には、「通常保険料」と「特例保険料」があり、「通常保険料」は、月額20,000円から67,000円までの間で、千円単位で加入者が自由に選択し、いつでも変更できます。

「特定保険料」は、政策支援（下記表1参照・国

庫補助）を受ける場合の保険料です。

また、**支払った保険料の「全額が社会保険料控除対象」となり、税制面でも有利**となっています。

●次世代を担う若い**農業後継者等**に手厚い政策支援を行っています。

※政策支援を受けるには、年金納付期間が20年以上見込まれること及び農業所得が900万円以下であることが必要です。政策支援による保険料の月額は国庫補助額を含めて20,000円となります。

【表1】

区分	補助対象者	国庫補助額（ ）は自己負担分	
		35歳未満	35歳以上
①	認定農業者で青色申告者	10,000円 (10,000円)	6,000円 (14,000円)
②	認定就農者で青色申告者		
③	①又は②の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は後継者（経営主が農業者年金に加入していなくてもかまいません）		
④	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (14,000円)	4,000円 (16,000円)
⑤	35歳未満の後継者で35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に①の者になることを約束した者		—

### ●新規加入者の声

中尾勇一さん夫妻は、白菜2.5ha、キャベツ2.5ha、サツマイモ2.5ha、人参1.5ha、スイカ0.8ha、菊0.1haを経営されています。奥さんの泉さんは農業者年金にすでに入っていました。夫の勇一さんは、農業者年金は掛け金を選択でき、積立方式で全額社会保険料控除されることを知り、今年度加入されました。「まだまだ若いですが、今から老後の話でもすっか。」と笑顔で顔を見合せていました。



中尾泉さん・勇一さん（大隅町）

### ●受給者の声

山下好弘さんは、平成24年9月に65歳となり、農業者年金の新規受給者となりました。「農業者年金はありがたい制度です。これまで頑張って年金を掛けてきたからもらえるんですね。元気でこれからも長生きしたいです。」と話されました。



山下好弘さん（大隅町）

# 認定 農業者紹介



## 丸鶴則夫さん (財部町)

下財部・中尾自治会にお住まいの丸鶴則夫さんは、平成 10 年に脱サラし、就農と同時に認定農業者になり、施設園芸農家としてハウス 23a で夏秋なす栽培と水稲 50a を奥さんと二人三脚で頑張っているらしいです。

なすは西郷なすのブランドで、全量 J A でお鹿兒島に出荷しています。現在は西郷なす部会 (26 名) の副会長も務め、公私とも大変忙しい毎日のようです。また、なすの P R 等で去年はテレビ出演取材等もあり、おおいに西郷なすの P R をしました。また、重油高騰の折、少しでも経費節約になればと、なすの株元の加温をするために、透明ホースに水を流し、水を温める方法を考え、本年度から行うなど工夫をされています。

「これからも、いろいろと経営面も工夫しながら夫婦でおいしいなすをつくりますので、たくさん食べてください。」と話されました。



# 新規 就農者紹介

## 山下順平さん (財部町)

山下順平さんは、財部町南地区で専業農家を目指し、平成 21 年 3 月に県立鹿兒島農業大学卒業後、新規就農され両親と一昨年まで、たばこ耕作を主に露地野菜を営んでこられました。去年のたばこ廃作を機に甘藷栽培に本格的に取り組まれています。青果用が主で焼酎向け等も栽培されており、青果用は年間を通じて出荷販売ができる最新の貯蔵施設が完備されています。現在の耕作面積は 13 h a で、今後さらに規模拡大に意欲を示されています。

順平さんは、地域活動にも積極的で地元消防団にも席を置き、曾於市ヤングファーマーズクラブ会長及び財部支部会長もされており、地域の頼もしいリーダー的存在です。順平さんは昨年結婚され、新妻は現在おめでた中だそうです。取材に行ったとき、ハウス甘藷の親子甘藷苗の苗床だしでした。



## 独身男女交流イベント

曾於市の女性農業委員が企画した独身男女交流イベント「いも掘り合コン」は、昨年(2013)の11月17日に行われました。出会いの場が少ない男女の婚活を支援するイベントで、当日は男性17人と都城市・志布志市等からの女性14人計31人が参加しました。午前中はあいにくの雨となり、いも掘りは中止になりましたが、焼酎工場の見学後、昼からはゲーム等があり交流を深めました。多くのカップルが誕生することを期待しています。

## 農業委員名簿です。お気軽にご相談ください。

◎農業・農地に関する相談・お問い合わせは、お近くの農業委員又は農業委員会事務局へ！

### 曾於市農業委員名簿

(任期 平成 23 年 7 月 20 日から 26 年 7 月 19 日)

議席番号	氏名	農地部会	電話番号	役職名	議席番号	氏名	電話番号	役職名
1				欠番	19	柿木幸夫 (財部地区)	0986-75-1076	
2	中迫琢美 (大隅地区)		099-482-4307		20	小倉範房 (財部地区)	0986-72-3502	
3	長ヶ原末実 (末吉地区)		0986-76-4134		21	豊永峯雄 (大隅地区)	099-483-1477	
4	廣山栄作 (末吉地区)		0986-76-8027		22	岩切睦夫 (末吉地区)	0986-76-6239	
5	竹元守 (大隅地区)		099-482-3845	大隅地区農地部 会長代理	23	堀留美津子 (末吉地区)	0986-79-1933	末吉地区農地部 会長代理
6	小濱信子 (大隅地区)		099-483-1038		24	五位塚剛 (末吉地区)	0986-79-1935	農政部会長代理
7	下岡万亀子 (末吉地区)		0986-76-4904		25	川添徳夫 (財部地区)	0986-74-2253	
8	津留与三郎 (大隅地区)		099-482-1513		26	吉満忠吉 (財部地区)	0986-72-3917	財部地区農地部 会長代理
9	林勝義 (大隅地区)		099-483-1411	大隅地区農地部 会長	27	鶴田順二 (大隅地区)	099-484-1073	
10	荻迫純明 (大隅地区)		099-481-2426		28	徳永孝志 (末吉地区)	0986-76-4929	末吉地区農地部 会長
11	迫将嗣 (末吉地区)		0986-76-3974		29	山口裕之 (末吉地区)	0986-76-6760	
12	森岡俊弘 (末吉地区)		0986-76-0092	会長	30	村山壮市 (末吉地区)	0986-76-2631	
13	濱田實 (末吉地区)		0986-76-3028		31	末平文明 (財部地区)	0986-72-2229	
14	天辰八郎 (大隅地区)		099-482-2470		32	光行純市 (末吉地区)	0986-76-4688	
15	末廣收 (財部地区)		0986-72-3548		33	福岡義信 (財部地区)	0986-72-3298	財部地区農地部 会長
16	松ノ下いすみ (財部地区)		0986-74-2368		34	西聡一郎 (財部地区)	0986-75-1665	
17	山ノ内ひさえ (財部地区)		0986-72-1853		35	坂野トメ (大隅地区)	099-483-1151	
18	竹下一成 (大隅地区)		099-482-1294	農政部会長	36	財部秋雄 (大隅地区)	099-482-1547	会長職務代理者

### 《編集後記》

3月を迎え、今回第8号の「農業委員会だより」を発行することになりました。

今後共、紙面を充実し、皆様方に親しまれる農業委員会だよりを発行してまいりますので、ご意見・ご要望等をお聞かせください。



# 平成25年度農作業別標準賃金表

平成25年度農作業別標準賃金を次のとおり設定しました。  
整備済の平均的な農地を標準としていますので、参考にしてください。

作業の種類		区分	標準賃金	備考	
一般作業		1日8時間労働	5,100 ~ 5,500 円		
水田作業	荒起	10a 当たり	4,000 円	イタリアン跡地 5,000 円	
	中代	//	3,000 円		
	植代	//	6,000 円		
	畦塗り	1m 当たり	70 円	畦塗り機使用	
	田植え	10a 当たり	6,500 円		
	水稲育苗	1箱 当たり	550 円		
	稲刈り	バインダー	10a 当たり	6,000 円	ヒモ代を含む
		コンバイン	//	14,000 円	ヒモ代は別途料金
	脱穀	コンバイン袋(1袋)	400 円	結束機付きは 100 円増(1袋 当たり)	
サブソイラー	10a 当たり	3,000 円	排水作業		
一般畑作業	ロータリー耕耘	//	4,000 円	イタリアン跡地 5,000 円	
	深耕ロータリー	//	11,000 円		
	マルチ作業	1本 当たり	2,500 円	1本 400 m, 資材費本人負担	
	同時マルチ(テロン)	//	3,000 円	1本 400 m, 資材費本人負担	
	土壌消毒	1缶 当たり	3,000 円	10a 当たり 1 缶, 鎮圧は別途料金	
	ブラウ耕耘	10a 当たり	4,500 円		
	ブラソイラー	//	3,500 円	かご付きは 500 円プラス	
	甘藷つる切り	//	5,000 円		
	甘藷掘り取り	//	4,000 円		
	飼料(播種・収穫等)作業	トウモロコシ等播種	//	3,500 円	種子代は本人負担
		コーンハーベスター	//	15,000 円	1ヶ所 10a 以上
イタリアン刈取		//	3,000 円		
イタリアン集草・反転		//	1,000 円	1回 当たり	
イタリアン梱包		1梱包	130 円	ヘーベラー(ヒモ代を含む)	
ロールラッピング		1ロール	3,500 円	標準(直径 1m×高さ 1m)	
ロール(ラップなし)		//	2,500 円	標準(直径 1m×高さ 1m)	
有機センター堆肥散布料(原料代含む)	2 t 車	12,000 円	土着菌入り有機堆肥で、土づくりを図りましょう!		

※消費税は含まれていません。

☆ この表の標準賃金は、市内外の農作業等の賃金等を基準に設定されたものです。地域の慣行賃金や作業の難易度・土地条件等によって額が違ふと思われるので、標準額を参考に両者で話し合つて、適正な賃金で農作業がスムーズに行われるようにしてください。

曾於市農業委員会(財部支所内)	☎0986-72-0947
曾於市農業委員会末吉分室	☎0986-76-8818
曾於市農業委員会大隅分室	☎099-482-5959
曾於市有機センター	☎0986-28-8440
曾於市土壌分析室	☎0986-76-7347

※土づくりは土壌診断から! 土壌診断(無料)をご利用ください。

## 曾於市賃借料情報

この賃借料情報については、農家が田畑の賃貸借をする際の参考としてもらうため、平成24年の賃貸借の情報を提供するものです。田畑の賃貸借の適正を図るため、農業委員会が情報提供するもので、小作(賃貸借)については、正規の小作契約手続きにより許可を受け、この賃借料情報を参考として、賃貸人・賃借人相互で十分協議のうえ契約してください。

(単位: 10a 当たり)

		平均額	最低額	最高額				
末吉地区	田	6,000 円	3,000 円	19,000 円	普通畑	10,000 円	2,000 円	23,000 円
					飼料	7,000 円	3,000 円	10,000 円
					茶	28,000 円	10,000 円	50,000 円
大隅地区	田	6,000 円	2,000 円	15,000 円	普通畑	10,000 円	2,000 円	18,000 円
					飼料	6,000 円	4,000 円	10,000 円
					茶	27,000 円	15,000 円	39,000 円
財部地区	田	9,000 円	1,000 円	14,000 円	普通畑	9,000 円	3,000 円	23,000 円
					飼料	6,000 円	1,000 円	10,000 円
					茶	26,000 円	21,000 円	30,000 円